

# I 農事組合法人制度

## 1 農事組合法人の概要

### (1) 目的

農事組合法人は、農業協同組合法（以下「農協法」という。）上位置づけられている法人で、「組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進すること」を目的としています。（農協法第72条の4）

### (2) 構成員（組合員）の資格

農事組合法人の組合員たる資格を有する者は、次のとおりとなります。（農協法第72条の13）

- ① 農民
- ② 農業協同組合、農業協同組合連合会
- ③ 農事組合法人に農業経営基盤強化促進法第7条第3号に掲げる事業に係る現物出資を行った農地中間管理機構
- ④ 農事組合法人からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又はその事業の円滑化に寄与する者

### (3) 分類

農事組合法人は、出資の有無や事業の形態により次のように分類されます。

#### 《出資の有無による分類》

組合員の責任により次の2つに分類されます。

- ① 出資農事組合法人
  - ・組合員の出資は、1口以上
  - ・組合員の組合に対する責任は、出資額を限度とする有限責任
  - ・剰余金は、出資額等に応じた配当が受けられる。
  - ・農業の経営を行うことができる。
- ② 非出資農事組合法人
  - ・組合への出資義務なし
  - ・配当を受ける権利なし
  - ・農業に係る共同利用施設の設置及び農作業の共同化に関する事業のみで農業の経営を行うことはできない。

#### 《事業による分類》

農事組合法人が行うことのできる事業の範囲として農協法で規定しているのは、以下の2つに分類されますが、このいずれか一方を行うか又は両方を行うかの選択は自由です。

ただし、②の事業（農業の経営）については、出資制をとる農事組合法人についてのみ認められています。（農協法第72条の10）

- ① 農業に係る共同利用施設の設置（当該施設を利用して行う組合員の生産する物資の運搬、加工又は、貯蔵の事業を含む。）又は農作業の共同化に関する事業
- ② 農業の経営（農事組合法人の行う農業に関連する事業であって農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他農林水産省令で定めるもの）

( i 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、 ii 農業生産に必要な資材の製造、 iii 農作業の受託及び農業と併せ行う林業の経営を含む。)

①の事業を行う農事組合法人を1号法人、②の事業を行う法人を2号法人といいます。特に②の事業を行う2号法人については、次に掲げる要件を備えることが必要となります。

ア 出資農事組合法人であること。(農協法第72条の10第2項)

イ 農業経営に常時従事する者のうち、組合員及び組合員と同一の世帯に属する者以外の者の数は、その常時従事する者の数の3分の2を超えないこと。(農協法第72条の12)

ウ 農地や採草放牧地の所有権、地上権、永小作権、使用貸借による権利、貸借権を取得するときは、農地法上の農地所有適格法人の要件を満たすこと。

また、①の事業を行う農事組合法人は、定款の定めるところにより、組合員以外の者にその施設を利用させることができます。ただし、1事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、組合員の事業の利用分量の総額の5分の1を超えてはいけない規定となっています。(農協法第72条の10第3項)

《税法上による分類》

農業経営を行う農事組合法人は、法人税法上、以下の2つに分類されます。

① 普通法人

組合員に確定賃金を支給している農事組合法人は、法人税法上、普通法人扱いとなり、税率の軽減は適用されません。

② 特別法人

組合員に確定賃金を支給しない法人は、特別法人として、利用分配当金、従事分量配当金が損金として認められ、法人税は、協同組合等の軽減税率適用となります。

(利用分配当金及び従事分量配当金は、消費税の取扱では課税仕入れとなります)

※農事組合法人の行う農業経営に対する事業税は、非課税扱いとなります。

## 2 農事組合法人の設立

農事組合法人の設立は、農業協同組合の設立に比べて簡易であり、行政庁の認可は必要なく（設立登記後の届出制）、一定の手続きを踏んで登記を済ませれば成立します。

ただし、農協法により、組合員の資格や事業の範囲などの制限がありますので設立前に、主たる事務所の所在地にある所管の県農業振興事務所に相談してください。

なお、設立の手順は下記のとおりです。

**※地区が複数県にまたがる場合は、国（関東農政局）への届出となります。**

### (1) 設立の事前協議

農事組合法人を設立するには、3人以上の農民が発起人となる必要がありますので、まず、発起人を決める必要があります。（農協法第72条の32第1項）

なお、「農民」とは、自ら農業を営む個人、または農業に従事する個人をいいます。

また、基本的な事項（目的、事業、構成員等）については、事前に考え方を整理しておく必要があります。

### (2) 発起人会の開催

発起人は共同して定款を作成し、組合員の中から役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければなりません。（農協法第72条の32第2項）

なお、発起人の共同とは、発起人全員の合意を意味し、全員が納得するまで話し合うことが大切です。

また、設立の経過を明らかにするため、発起人会の記録は、議事録として書面で保管します。

#### ① 事業計画書の作成

事前に協議、検討された構想等に基づき、事業方針、事業の種類、配分等を決めた事業計画、収支計画、資金計画等を作成します。

#### ② 定款の作成

定款の作成は、農事組合法人定款例を参考に十分協議し、設立しようとする法人の経営にあった定款を作成することが重要です。

なお、定款には、次の事項を必ず記載し、記録しなければなりません。（農協法第72条の16）

ア 事業

イ 名称

ウ 地区

エ 事務所の所在地

オ 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定

カ 出資1口の金額及びその払込みの方法並びに1組合員の有することのできる出資口数の最高限度

キ 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

ク 利益準備金の額及びその積立ての方法

ケ 役員の数、職務の分担及び任免に関する規定

コ 事業年度

サ 公告の方法

シ 農事組合法人の存立時期を定めたときはその時期を、現物出資する者を定めたときは、その者の氏名、出資の目的である財産及びその価額並びにこれに対して与える出資口数

※非出資農事組合法人は、カ、キ、クは除く

③ 定款・事業計画書の承認及び役員を選任

定款及び事業計画書が作成されれば発起人会（設立総会）を開催して、定款・事業計画書の承認及び役員を選任を行います。

なお、農事組合法人の理事は、監事と兼ねることができません。（農協法第72条の17第5項）

(3) 設立事務の引渡し

役員が選任されれば発起人の役割は終わりです。発起人は、役員選任後すぐに設立事務を理事に引き渡します。

なお、それ以後の設立事務（出資払込の徴収、設立の登記、行政庁への届出等）は、理事が行うこととなります。

(4) 出資の払込み（出資農事組合法人のみ）

理事は、発起人から事務引継を受けたら遅滞なく、組合員となるべき者に対し、出資の払込をさせなければなりません。

① 払込の方法 全額一時払込等

② 現物出資 現物出資財産全部を法人に引き渡す

(5) 設立登記

農事組合法人の設立には行政庁の認可は必要とされておりませんので、理事は、次により設立登記を行います。（組合等登記令第2条）

① 登記を行う時期 非出資農事組合法人（役員を選任した日から2週間以内）  
出資農事組合法人（出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から2週間以内）

② 登記を行う場所 定款に記載してある主たる事務所所在地の法務局

③ 登記事項 ア 目的及び業務

イ 名称

ウ 事務所の所在場所

エ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

オ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

※申請書添付書類

○定款

○出資引受書（出資農事組合法人のみ添付）

○出資金領収書（出資農事組合法人のみ添付）

○財産引継書（現物出資があった場合に添付）

○発起人会（設立総会）議事録謄本

○理事就任承諾書

○理事の印鑑証明書（市町村長が発行した理事全員の印鑑登録証明書を添付）

○委任状（代理人によって申請する場合に添付）等

※農事組合法人は、設立登記をすることにより成立し、法人格を取得します。

(6) 行政庁への届出

農事組合法人を設立したときは、関係書類を添えて県へ届出をしなければなりません。

① 県農業振興事務所への届出

農事組合法人を設立したときは、設立の日（登記日）から2週間以内に、登記簿謄本、定款、事業計画等を添えて、主たる事務所の所在地にある所管の県農業振興事務所に届出をしなければなりません。（農協法第72条の3第4項）

なお、届出は「農事組合法人届出提出要領（P26）」に基づき行います。

また、これに違反したときには罰則があります。（農協法第101条第1項第4号）

② 県税事務所への届出

農事組合法人を設立したときは、設立の日から2か月以内に関係書類を添えて届出を行います。

○法人設立届書（県税備え置き届出書）

○添付書類

- ・登記簿謄本
- ・定款（写し）等

③ 税務署への届出

農事組合法人を設立したときは、設立の日から2か月以内に関係書類を添えて届出を行います。

○法人設立届書（税務署備え置き届出書）

○添付書類

- ・登記簿謄本
- ・定款（写し）
- ・出資者名簿
- ・設立趣意書
- ・設立時の貸借対照表
- ・所在地の略図
- ・法人設立概況書等

○青色申告の承認申請書（法人税用）

○減価償却資産の償却方法の届出書

○たな卸資産の評価方法の届出書

○給与支払事務所等の開設届出書

○源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書 等

④ 市町村（税務担当部署）への届出

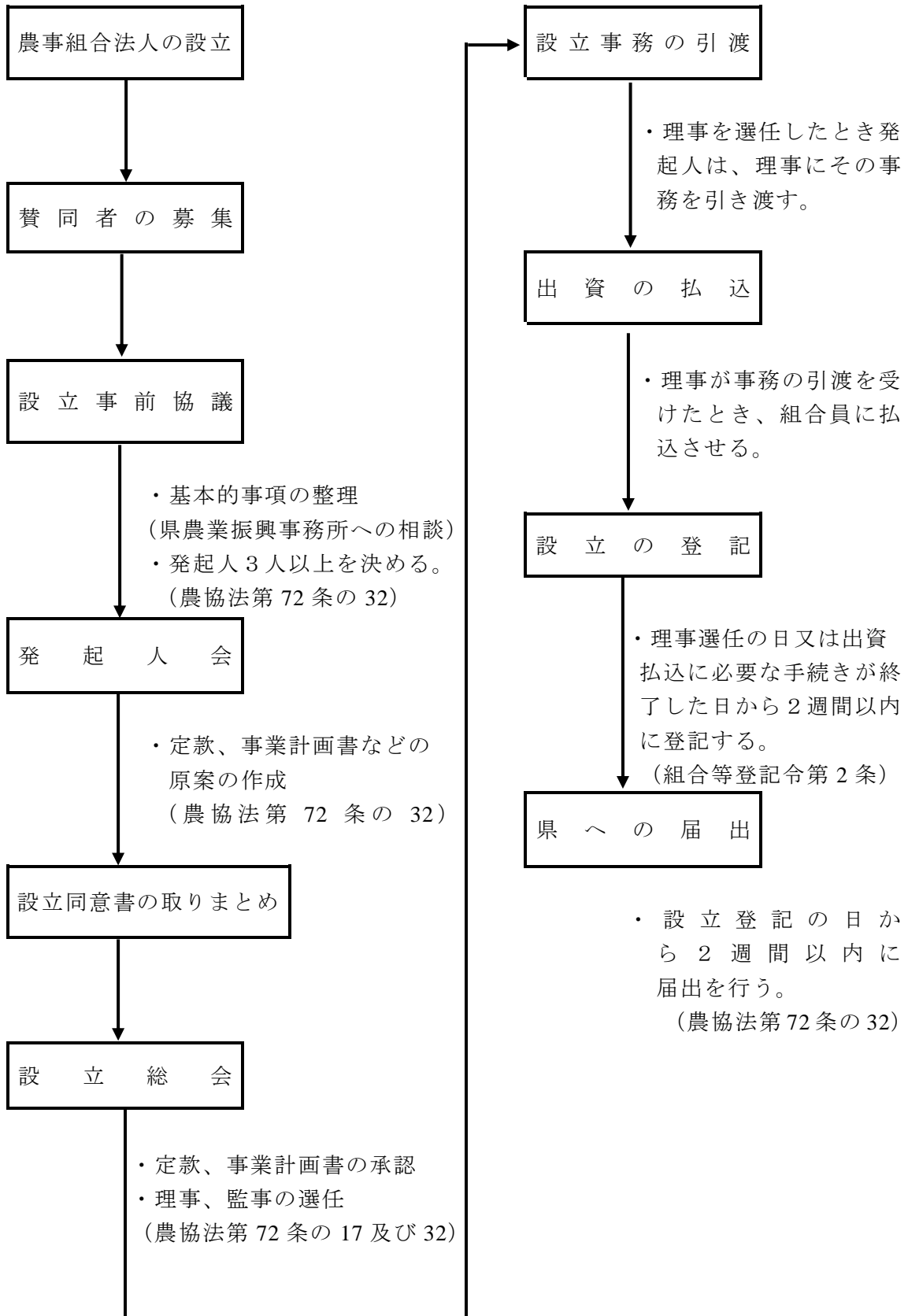
農事組合法人を設立したときは、設立の日から2か月以内に関係書類を添えて届出を行います。

○法人設立届出書（市町村備え置き届出書）

○添付書類

- ・登記簿謄本
- ・定款（写し）等

## 農事組合法人の設立の手順



### 3 農事組合法人の管理・運営

#### (1) 役員

農事組合法人には、役員として理事を置く必要があり、また、監事については任意設置とされています。その選出方法についても総会による選任制に限定しており、員外理事を認めないなど、組合員の意思が確実に反映される組織になるように規定されています。（農協法第72条の17）

また、農事組合法人の理事は、監事と兼ねることができません。

なお、役員任期は、3年以内において定款で定めることができます。

（農協法第73条第2項において準用する同法第31条第1項）

#### (2) 総会

農事組合法人の最高意思決定機関が総会であることは農業協同組合と同じであり、理事は少なくとも毎年1回通常総会を開催しなければならず、また、理事が必要と認めた場合や組合員の5分の1以上の者から請求があった場合は、臨時総会を開催することとなります。（農協法第72条の26及び27）

また、その招集は、総会の日から5日前までに行えば良いことになっております。（農協法第72条の28）

なお、次の事項については、総会の決議を経なければなりません。（農協法第72条の29）

- ① 定款の変更
- ② 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
- ③ 事業報告等（事業報告、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案）

#### (3) 定款変更

農事組合法人が定款を変更するときは、総会の決議（総組合員の3分の2以上の多数による決議）を経なければなりません。（農協法第72条の29第1項及び第72条の30）

また、定款を変更したときは、変更の日から2週間以内に変更に係る事項を県（所管の県農業振興事務所）に届け出なければなりません。（農協法第72条の29第2項）

なお、これに違反したときには罰則があります。（農協法第101条第1項第4号）

また、届出は「農事組合法人届出提出要領（P26）」に基づき行います。

#### (4) 員外従事者の制限

農業経営を行う農事組合法人の農業経営に常時従事する者の数のうち、組合員及び組合員と同一の世帯に属する者以外の者の数は、その常時従事する者の数の3分の2を超えてはなりません。（農協法第72条の12）

これは、農業経営を行う農事組合法人が大幅に雇用労働力に依存して農業経営を行うことは、農業者の協同組織としての性格に反するため設けられた規定です。

なお、ここで「常時従事する」とは、農事組合法人の農業経営に社会通念上恒常的、継続的に従事するという意味であり、農繁期等において一時的に雇用する臨時



の従事者は含みません。

(5) 剰余金の配当

出資農事組合法人は、損失を埋め、農協法第73条第2項において準用する第51条第1項の利益準備金及び同条第3項の資本準備金を控除した後でなければ、剰余金の配当はできません（農協法第72条の31第1項）。

また、剰余金の配当は、事業利用分量配当及び出資配当の他、農業経営に対する従事分量配当があり、いずれをとるか、いずれを優先させるかは農事組合法人の自主的な判断にゆだねられており、定款で定めることになっています。（農協法第72条の31第2項）

なお、出資配当率の限度は、年7分と規定されております。（農協法施行令第41条）

## 4 農事組合法人の解散

### (1) 解散の理由

農事組合法人は、次の事由によって解散します。（農協法第73条第4項において準用する同法第64条第1項及び第72条の34第1項）

① 総会の決議

総組合員の3分の2以上の多数の決議が必要。

② 農事組合法人の合併

総組合員の3分の2以上の多数の決議が必要。

③ 農事組合法人についての破産手続開始の決定

④ 存続時期の満了（農協法第72条の16第2項において準用する同法第28条第3項）

定款で定めた存立時期がきたとき。（総会の決議とは無関係に解散）

⑤ 県による解散命令（農協法第95条の2）

県は、次の場合、農事組合法人の解散を命ずることができる。

ア 農事組合法人が法律の規定に基づいて行うことができる事業以外の事業を行ったとき。

イ 農事組合法人が、正当な理由がないのに、その成立の日から1年を経過してもなおその事業を開始せず、又は1年以上事業を停止したとき。

ウ 農事組合法人が法令に違反した場合において、県が必要な措置を採るべき旨を命じたにもかかわらず、これに従わないとき。

⑥ 組合員の減少（第72条の34第1項）

農事組合法人の組合員が3人未満になり、そのなった日から引き続き6か月間その組合員が3人以上にならなかったとき。

⑦ みなし解散（第73条第4項において準用する第64条の2）

県が休眠組合（組合に関する登記が5年間なされていない組合）に対して、2か月以内に事業を廃止していない旨の届出をするよう官報で公告した場合において、組合がその届出をしないとき。

### (2) 解散の手続

総会の決議による解散の手続は次のとおりです。

① 解散総会の開催

解散に当たっては、総会を開催して、総組合員の3分の2以上の多数による決議が必要となります。（農協法第72条の30）

また、そのとき同時に清算人の選任を行います。

② 清算人の選任

清算人は、破産の場合を除いては、普通、解散当時の理事がそのまま就任しますが、総会で理事以外の者を清算人に選任しても差し支えありません。（農協法第73条第4項において準用する同法第71条第1項）

③ 解散の登記

農事組合法人が解散に必要な行為が終わったときは、その解散が合併又は破産による場合を除いて、主たる事務所の所在地において2週間以内に解散の登記をしなければなりません。（組合等登記令第7条）

また、この場合同時に清算人の登記もすることになります。

ただし、農事組合法人の解散が県の解散命令又は4-(1)-⑦によるみなし

解散の場合は、その解散の登記は、県の嘱託によって行われます。（組合等登記令第14条第4項及び第26条第2項）

なお、解散及び清算人就任登記の申請書には、次の書類を添付する必要があります。

- ア 解散の決議をした総会の議事録謄本
- イ 清算人の印鑑届
- ウ 清算人の印鑑証明書

### (3) 県への届出

農事組合法人が解散したときは、その解散が合併又は県による解散命令による場合を除いて、解散の日から2週間以内にその旨を県（所管の県農業振興事務所）に届出をしなければなりません。（農協法第72条の34第2項）

届出は、「農事組合法人届出提出要領（P27）」に基づき行います。

また、これに違反したときには罰則があります。（農協法第101条第1項第4号）

なお、設立の時と同様に税務関係機関や市町村等にも届出を行う必要があります。

## 5 農事組合法人の清算

農事組合法人が解散したときは、合併による解散の場合を除いて、清算手続に入ります。しかし、破産による解散の場合は、破産法所定の手続によって、特別の清算がなされます。

清算手続に入った場合も、清算法人として、なお同一人格として存続しますが、その権利能力は、あくまで清算の目的の範囲内に限られます。（農協法第72条の36）

また、農事組合法人の清算については、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所が監督することとされています。（農協法第72条の43）

### (1) 清算人

清算人は、破産の場合を除いては、普通、解散当時の理事がそのまま就任しますが、総会で理事以外の者を清算人に選任しても差し支えありません。（農協法第73条第4項において準用する同法第71条第1項）

清算人は、清算結了に至るまで現務の結了、債権の取立て、債務の弁済、残余財産の引渡し及びこれらの行為をなすために必要な一切の行為を行います。（農協法第72条の39）

### (2) 清算人の職務

#### ① 財産目録及び貸借対照表の作成並びに財産処分方法の策定

清算人は、就職後遅滞なく解散時における財産目録及び貸借対照表（非出資農事組合法人にあつては、財産目録のみ）を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出して、承認を求めなければなりません（農協法第73条第4項において準用する同法第72条第1項）。

#### ② 債権者に対する公告等

清算人は、その就職した日から2か月以内に少なくとも3回の官報による公告をし、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をするよう催告をしなければなりません。ここでの一定の期間とは2か月以上が必要となります（農協法第

72条の40第1項及び第4項)。

また、その公告には、債権者がその期間に申出をしないときは、清算から除外することを付記する必要があります。また、既に分かっている債権者に対しては、個別に請求の催告をしなければならず、清算から除外することはできません(農協法第72条の40第2項及び第3項)。

### (3) 清算の結了

清算人は、債務を弁済し、総会で承認を得た方法によって残余財産を処分して清算事務が終了したときは、遅滞なく決算報告書を作成し、これを総会に提出してその承認を求めなければなりません。(農協法第73条第4項において準用する会社法第507条第1項及び第3項)

### (4) 清算結了の登記

清算人は、清算が結了したときは、清算結了の日から主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に清算結了の登記をしなければなりません。(組合等登記令第10条及び第13条)

なお、清算結了登記の申請書には、決算報告書の承認をした総会の議事録謄本を添付する必要があります。

### (5) 清算結了の届出

清算人は、清算が結了したときは、その旨を所管の県農業振興事務所に届出なければなりません。(農協法第72条の44)

なお、届出は、「農事組合法人届出提出要領(P27)」に基づき行います。

この届出については、清算結了の登記後、2週間以内を目安に提出することとしています。

## 6 農事組合法人の合併

### (1) 合併の種類及び要件

農事組合法人の合併は、農業協同組合の合併の場合と同様に新設合併と吸収合併の2種類の方法があります。

新設合併とは、合併しようとする農事組合法人が全部消滅して、1つの農事組合法人を新設する方式であり、吸収合併とは、合併しようとする農事組合法人のうちどちらか一方が存続し、他方が消滅して存続する方に吸収される方式です。

農事組合法人が合併するためには、各農事組合法人の総会の決議を要します。(農協法第73条第4項において準用する同法第65条第1項)

合併の時期、合併の条件、合併後の農事組合法人の定款の基礎となる事項等もこの時あわせて決議します。

なお、農事組合法人の合併は、農事組合法人相互に限り認められ、他の会社、法人等との合併はできません。

### (2) 合併の手続

新設合併の場合は、合併の決議をした総会において、総組合員の3分の2以上の

多数による特別決議で設立委員を選任します。選任された設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任するなどの設立に必要な行為をしますが、その事務の内容、進め方については、農事組合法人の設立と同様です。（農協法第72条の35及び第73条第4項において準用する同法第66条第1項）

吸収合併の場合は、吸収する農事組合法人の方では、地区の拡大、名称の変更、組合員資格の変更等、吸収される農事組合法人の組合員を受け入れるために必要な定款の変更を決議する必要があります。

### (3) 債権者に対する公告等

出資制の農事組合法人の合併については、合併を決議した日から2週間以内に財産目録及び貸借対照表を作成し、債権者に対し、異議があれば、一定の期間（1か月以上で定める）内に述べるよう官報で公告し、分かっている債権者には、個別に催告しなければなりません（農協法第73条第4項において準用する同法第65条第4項）。

異議があったときは、農事組合法人は、その債権者に対して、債務の弁済をするか、相当の担保を提供するか、又は、債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社もしくは、信託業務を営む銀行に相当の財産の信託をするなどの手続をすることになります。（農協法第73条第4項において準用する同法第65条第4項）

なお、これに違反したときは罰則があります。（農協法第101条第1項第42号）

### (4) 合併の登記の手續と効力

農事組合法人が合併する場合は、主たる事務所の所在地において2週間以内に、新設合併のときは設立の場合と同じ登記を、吸収合併のときは合併後存続する農事組合法人については変更の登記、合併によって消滅する農事組合法人については、解散の登記をしなければなりません。（組合等登記令第8条）

また、この登記を終了したときに、農事組合法人の合併は、効力を生じます。（農協法第73条第4項において準用する同法第67条）

### (5) 合併の効果

合併によって設立した農事組合法人（新設合併の場合）又は、合併後存続する農事組合法人（吸収合併の場合）は、合併によって消滅した農事組合法人の一切の権利義務を承継します。

なお、この権利義務には、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有するものを含みます。（農協法第73条第4項において準用する同法第68条）

### (6) 県への届出

農事組合法人は、合併したときは、合併の日（登記終了の日）から2週間以内に登記簿の謄本（新設合併のときはこれと定款）等を添えて、その旨を所管の県農業振興事務所に届出をしなければなりません。（農協法第72条の35第3項）

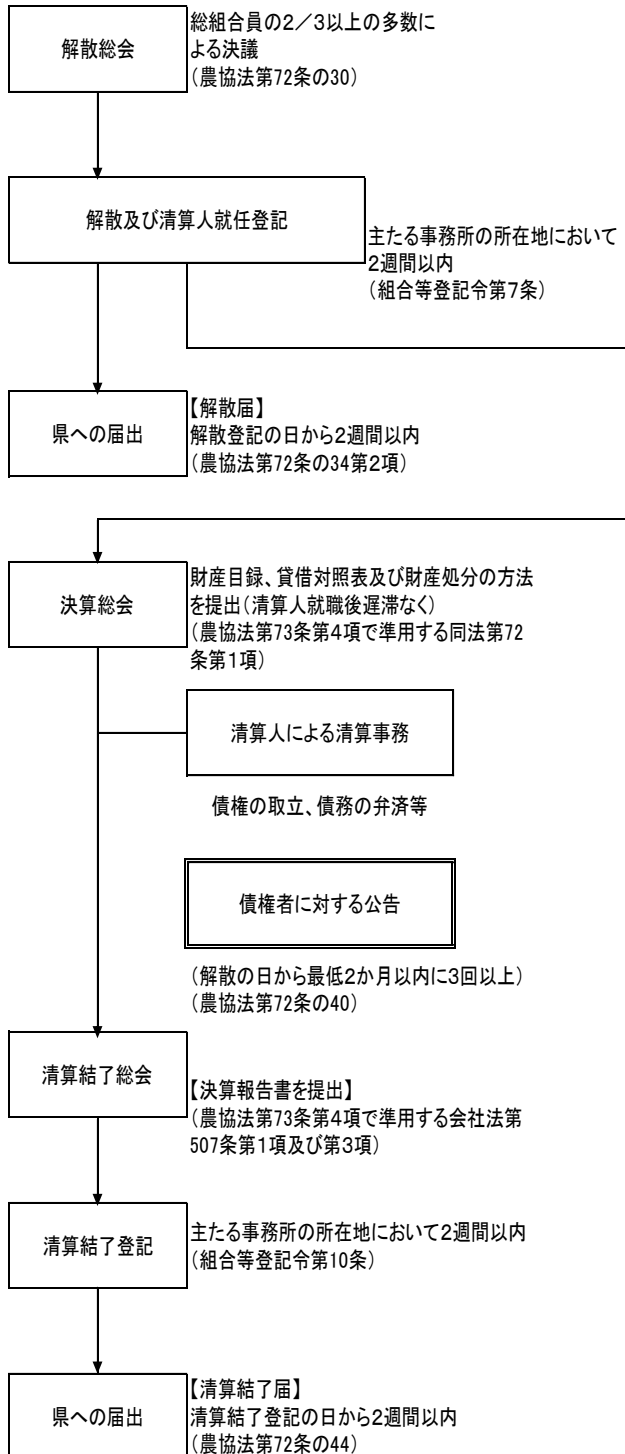
届出は、「農事組合法人届出提出要領（P26）」に基づき行います。

また、これに違反したときは罰則があります。（農協法第101条第1項第4号）

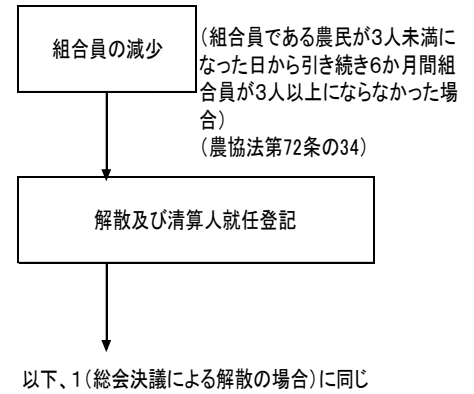
なお、設立の時と同様に税務関係機関や市町村等にも届出を行う必要があります。

## 農事組合法人の解散及び清算の手順

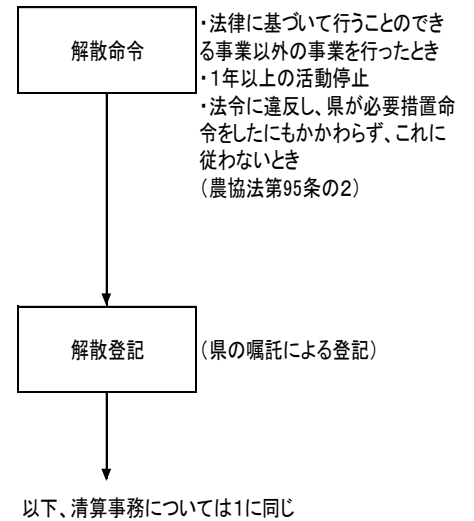
### 1. 総会決議による解散の場合



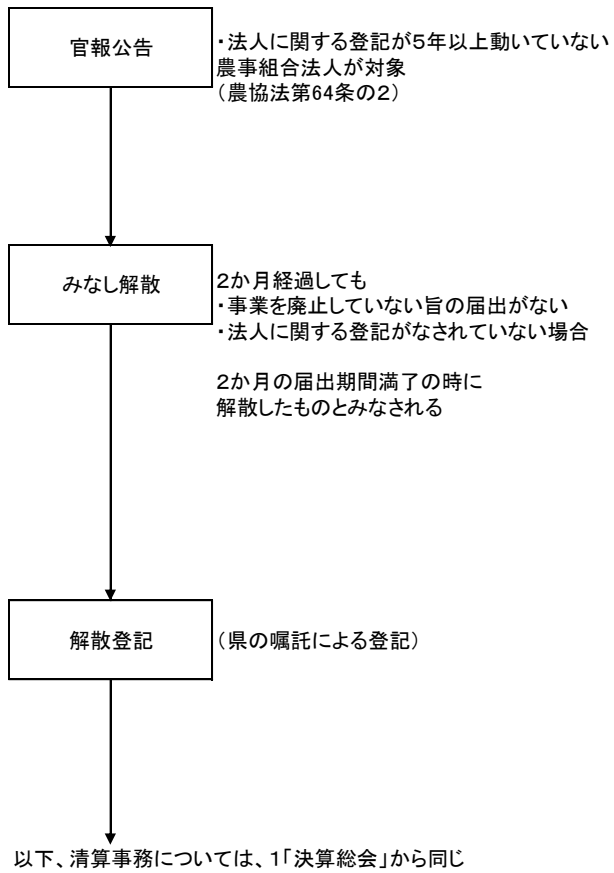
### 2. 組合員の減少による解散の場合



### 3. 行政庁による解散命令



#### 4. みなし解散の場合



## 7 出資農事組合法人の株式会社への組織変更

出資農事組合法人は、その組織を変更して株式会社になることができます。（農協法第73条の2）

組織変更にあたっては、現在、農事組合法人を運営している中で、何が問題になっているか、現状をよく分析し、その上で会社に組織変更する必要性の有無について検討する必要があります。その際には、組織変更によるメリット・デメリットについても考慮するとともに、国・県等から補助金を受けている場合や各種融資制度を導入している場合には返還又は繰上償還等の必要が発生する場合がありますので、あらかじめ関係機関、団体等と協議・相談をしておく必要があります。

なお、次の場合、組織変更の必要があります。

- 新たな事業分野への進出等により農事組合法人が行える事業以外の事業を行うとき
- 事業の拡大等に伴う雇用者の増加により員外従事者（組合員及びその家族以外の者が常時従事者の3分の2を超えるとき
- 共同利用施設の員外利用制限（5分の1）を超えるとき

### (1) 組織変更の要件

- ① 総会を開催して、現在の農事組合法人を株式会社に組織変更することに対しての特別決議が必要です。（農協法第73条の3第2項）
- ② 株式会社が農地所有適格法人となるためには、農地所有適格法人の要件を備えておくことが必要です。  
また、定款に株式の譲渡制限を設定することが必要です。

### (2) 組織変更の手続

#### ① 組織変更計画の作成

組織変更をする際には、組織変更計画を作成する必要があります。（農協法第73条の3第1項）

なお、組織変更計画には、次の事項を記載する必要があります。（農協法第73条の3第4項）

- 1) 組織変更後の株式会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数
- 2) 前号に掲げるもののほか、組織変更後株式会社の定款で定める事項
- 3) 組織変更後株式会社の取締役の氏名
- 4) 次に掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項
  - イ 組織変更後株式会社が会計参与設置会社である場合 組織変更後株式会社の会計参与の氏名又は名称
  - ロ 組織変更後株式会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合 組織変更後株式会社の監査役の氏名
  - ハ 組織変更後株式会社が会計監査人設置会社である場合 組織変更後株式会社の会計監査人の氏名又は名称
- 5) 組織変更する農事組合法人の組合員が組織変更の際して取得する組織変更後株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法



- 6) 組織変更する農事組合法人の組合員に対する前号の株式の割当てに関する事項
- 7) 組織変更後株式会社が組織変更の際して組織変更をする農事組合法人の組合員に対してその持分に代わる金銭を支払うときは、その額又はその算定方法
- 8) 組織変更をする農事組合法人の組合員に対する前号の金銭の割当てに関する事項
- 9) 資本金、準備金に関する事項
- 10) 組織変更がその効力を生ずる日
- 11) その他政令で定める事項

② 定款の作成

組織変更の際には、組織変更後の会社の定款を作成する必要があります。株式会社の定款には、目的、商号、本店の所在地、設立に際して出資される財産の価額又はその最低額、発起人の氏名又は名称及び住所を記載します。（会社法第27条）

③ 組織変更に対する反対の意思表示

組合員が組織変更総会に先立って農事組合法人に対し、書面をもって組織変更反対の意思を通知したものは、組織変更の決議の日から20日以内に書面をもって持分の払戻しを請求することにより、組織変更の日農事組合法人を脱退することができます。（農協法第73条の4第1項）

④ 総会の開催

組織変更にあたっては、総会を開催して、総組合員の3分の2以上の多数による決議が必要となります。（農協法第73条の3第2項）

総会では、組織変更計画の承認や定款及びその他会社の組織に必要な事項を定めるとともに、組織変更後の取締役となるべき者を選任します。

また、次に掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める者を選任します。

イ 組織変更後株式会社が会計参与設置会社である場合 組織変更後株式会社の会計参与

ロ 組織変更後株式会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定するものに限定する旨定款に定めがある株式会社を含む。）である場合 組織変更後株式会社の監査役

ハ 組織変更後株式会社が会計監査人会社である場合 組織変更後株式会社の会計監査人

なお、組織変更総会の通知は、総会の日から2週間前までに行なわなければなりません。（農協法第73条の3第3項）

⑤ 組織変更の公告

組織変更の決議をした日から2週間以内に、次に掲げる事項を官報に公告しなければなりません。

イ 組織変更をする旨

ロ 貸借対照表を主たる事務所に備えおいている旨

ハ 債権者が一定の期間（1か月以上）以内に異議を述べるができる旨（農協法第73条の3第6項において準用する同法第49条）

⑥ 債権者に対する催告

組織変更の決議をした日から2週間以内に、組織変更に異議があれば、一定の期間中（1か月以上で定める）にその旨を述べるように官報で公告し、かつ分かっている債権者には、日刊新聞紙又は電子公告による広告を行う場合を除き個別に催告を行わなければなりません（農協法第73条の3において準用する同法第49条）。

債権者から期間内に申出がなければ、組織変更は承認されたものと見なされません。

また、異議を述べたときは、農事組合法人はその債権者に対して、債務を弁済し、若しくは、相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければなりません。ただし、組織変更をしてもその債権者を害するおそれがないときは、その限りではありません（農協法第73条の3第6項において準用する同法第50条第1項及び第2項）。

⑦ 組織変更に対抗する組合員への持分の払戻し

組織変更総会に先立って当該農事組合法人に対し書面をもって組織変更に対抗の意思を通知したものは、組織変更の決議の日から20日以内に書面をもって持分の払戻しを請求することにより、組織変更の日農事組合法人を脱退することができます。また、通知及び請求は、農事組合法人の承諾を得て、電磁的方法により行うことができます。（農協法第73条の4）

なお、組織変更の日が脱退した事業年度の終わりとなみなされます。

⑧ 組合員への株式の割当て

組合員への株式又は持分の割当は、組合員の出資口数に応じてしなければなりません。（農協法第73条の5第1項及び第2項）

なお、株式を割り当てられた者は、登記の日から組織変更後の株式会社の株主となります。

組合員の出資口数に応じた株式の割当に際して、一株に満たない端数が生じることがあります。割当比率によって不利になる組合員が生じるため、端数が生じた場合の調整方法として、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合にあつては、これを切り捨てるものとする。）に相当する数の株式を競売し、かつ、その端数に応じてその競売により得られた代金を当該者に対して支払うことによって調整することができます。なお、この方法により調整する場合、取締役が2人以上の場合は、その全員の同意によってしなければなりません。また、取締役会設置会社においては、取締役会の決議によらなければなりません。

（農協法第73条の5第3項において準用する会社法第234条第1項から第5項）

(3) 組織変更の登記の手續と効力

出資農事組合法人が組織変更に必要な行為を終わったときは、主たる事務所及本店の所在地において2週間以内に解散の登記を行います。

（農協法第73条の9及び組合等登記令第26条第5項）

なお、組織変更後の株式会社についてする登記の申請書には、下記の書類を添付する必要があります。（組合等登記令第26条第7項）

- ① 組織変更計画書
- ② 定款
- ③ 出資農事組合法人の総会の議事録
- ④ 組織変更後の株式会社の取締役（組織変更後の株式会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合にあっては、取締役及び監査役）が就任を承諾したことを証する書面
- ⑤ 組織変更後の株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第54条第2項各号に掲げる書面
- ⑥ 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

#### (4) 県への届出

農事組合法人が組織変更したときは、遅滞なくその旨を所管の県農業振興事務所に届け出なければなりません。（農協法第73条の10）

この届出については、組織変更登記後、2週間以内に提出することとしています。届出は、「農事組合法人届出提出要領（P27）」に基づき行います。

また、これに違反したときは罰則があります。（農協法第100条の7第1項第4号）

なお、税務関係機関や市町村等にも届出を行う必要があります。

#### (5) その他

##### ① 組織変更に関する書類の保管

組織変更後株式会社は、組織変更を行った総会決議の内容及び貸借対照表等の公告の経過、組織変更の日、組織変更時に組織変更前の農事組合法人に現に存する純資産額その他組織変更に関する事項を記載した書面又は電磁的記録を、組織変更の日から6か月間、本店に備えておかなければなりません。（農協法第74条）

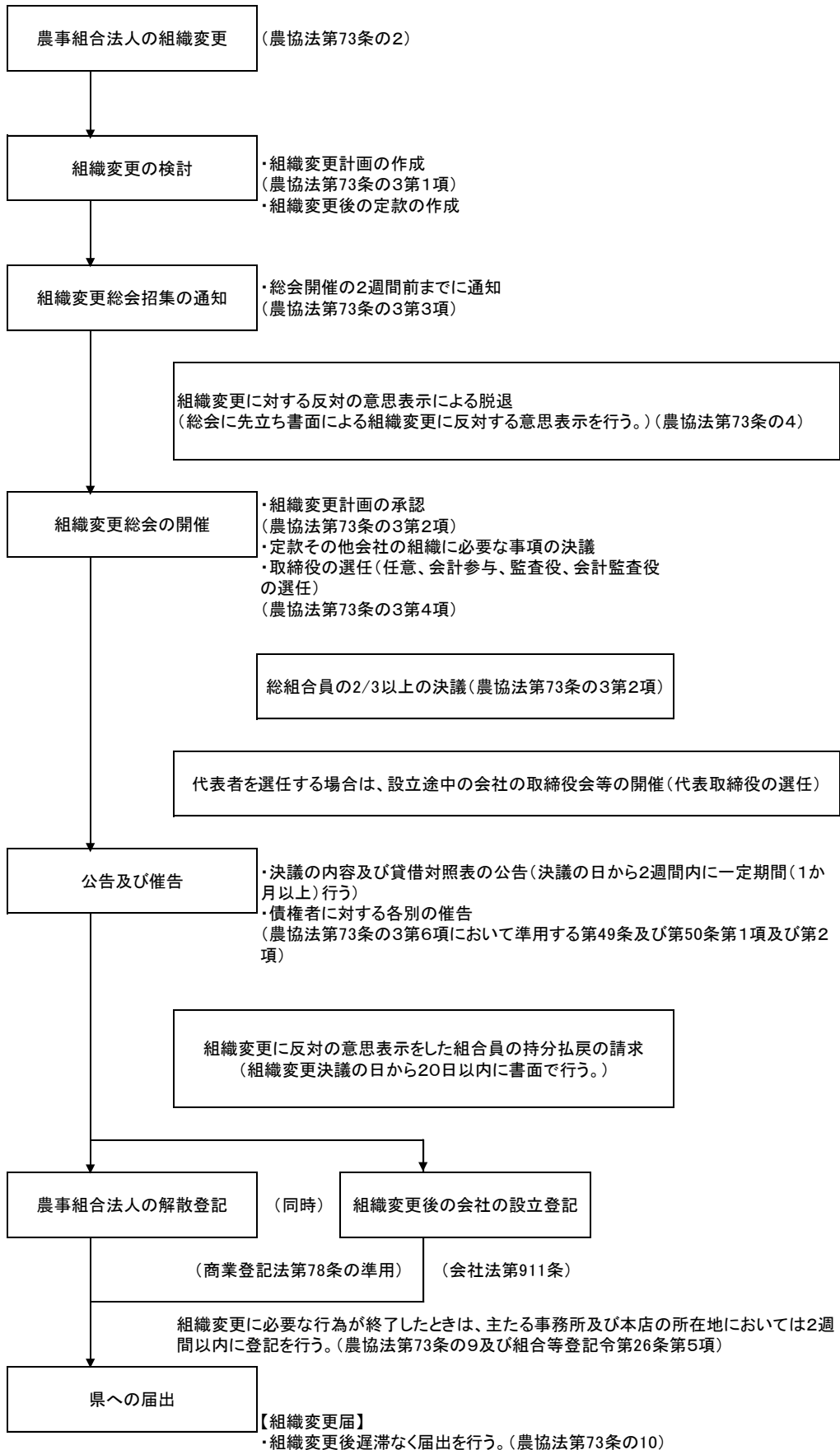
##### ② 組織変更の無効

組織変更の無効は、本店の所在地において組織変更の日（登記の日）から6か月以内に裁判所に対する訴えの提起をもってのみ主張することができます。（農協法第75条）

##### ③ 登録免許税

農事組合法人が組織を変更し、株式会社となる場合の設立の登記に係る登録免許税の額は、税率を1000分の7として計算した金額となります。ただし、15万円に満たないときは、15万円となります。（登録免許税法第17条の2）

## 出資農事組合法人の株式会社への組織変更の手順



## 8 非出資農事組合法人の一般社団法人への組織変更

非出資農事組合法人は、その組織を変更して一般社団法人になることができます。  
(農協法第77条)

なお、次の場合、組織変更の必要があります。

- 新たな事業分野への進出等により農事組合法人が行える事業以外の事業を行うとき
- 事業の拡大等に伴う雇用者の増加により員外従事者（組合員及びその家族以外の者）が常時従事者の3分の2を超えるとき
- 共同利用施設の員外利用制限（5分の1）を超えるとき

### (1) 組織変更の要件

総会を開催して、現在の農事組合法人を一般社団法人に組織変更することに対しての特別決議が必要です。（農協法第78条第1項）

### (2) 組織変更の手続

#### ① 組織変更計画の作成

組織変更をする際には、組織変更計画を作成する必要があります。（農協法第78条第1項）

なお、組織変更計画には、次の事項を記載する必要があります。（農協法第78条第2項）

- 1) 組織変更後の一般社団法人の一般財団法人及び一般財団法人に関する法律第11条第1項第1号から第3号及び第5号から第7号までに掲げる事項(目的、名称、主たる事務所の所在地、社員の資格の得喪に関する規定、公告方法、事業年度)
- 2) 前号に掲げるもののほか、組織変更後一般社団法人の定款で定める事項
- 3) 組織変更後一般社団法人の理事の氏名
- 4) 次に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
  - イ 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人である場合、組織変更後一般社団法人の監事の氏名
  - ロ 組織変更後一般社団法人が会計監査人設置一般社団法人である場合、組織変更後一般社団法人の会計監査人の氏名又は名称
- 5) 組織変更後一般社団法人の社員の氏名又は名称及び住所
- 6) 組織変更がその効力を生ずる日（効力発生日）
- 7) その他政令で定める事項

#### ② 総会の開催

組織変更にあたっては、総会を開催して、総組合員の3分の2以上による決議が必要となります。（農協法第80条において準用する同法第73条の3第2項）

総会では、組織変更計画の承認や、組織変更後の理事となるべき者を選任します。

また、次に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者を選任します。

- イ 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人である場合、組織変更後一般社団法人の監事
- ロ 組織変更後一般社団法人が会計監査人設置一般社団法人である場合、組

#### 組織変更後一般社団法人の会計監査人

なお、組織変更総会の通知は、総会の日から2週間前までに行なわなければなりません。（農協法第80条において準用する同法第73条の3第3項）

#### ③ 組織変更の公告

組織変更の決議をした日から2週間以内に、次に掲げる事項を官報に公告しなければなりません。

イ 組織変更をする旨

ロ 財産目録を主たる事務所に備えおいている旨

ハ 債権者が一定の期間（1か月以上）以内に異議を述べるができる旨  
（農協法第80条において準用する同法第49条第2項）

#### ④ 債権者に対する催告

組織変更の決議をした日から2週間以内に、組織変更に異議があれば、一定の期間中（1か月以上で定める）にその旨を述べるように官報で公告し、かつ日刊新聞紙又は電子公告による公告を行う場合を除き、分かっている債権者には、個別に催告を行わなければなりません（農協法第80条において準用する同法第49条第2項）。

債権者から期間内に申出がなければ、組織変更は承認されたものと見なされません。

また、異議を述べたときは、農事組合法人はその債権者に対して、債務を弁済し、若しくは、相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければなりません。ただし、組織変更をしてもその債権者を害するおそれがないときは、その限りではありません（農協法第80条において準用する同法第50条第1項及び第2項）。

#### (3) 組織変更の登記の手續と効力

非出資農事組合法人が組織変更に必要な行為を終わったときは、主たる事務所の所在地において2週間以内に、登記を行います。（農協法第80条において準用する同法第73条の9及び組合等登記令第26条第5項）

なお、組織変更後の一般社団法人についてする登記の申請書には、下記の書類を添付する必要があります。（組合法等登記令第26条第8項）

① 組織変更計画書

② 定款

③ 組織変更後の一般社団法人の理事及び監事が就任を承諾したことを証する書面

④ 会計監査人を選任したときは、就任を承諾した書面の他、次に掲げる場合の区分に応じ、イ又はハを添付します。

イ 会計監査人が法人の場合、監査人となる法人の登記事項証明書（法人が登記所の管轄区域外にある場合）

ハ 会計監査人が法人でない場合、監査人が公認会計士であることを証する書面

#### (4) 県への届出

農事組合法人が組織変更したときは、遅滞なくその旨を所管の県農業振興事務所に届け出なければなりません。（農協法第80条において準用する同法第73条の

10)

この届出については、組織変更登記後、2週間以内に提出することとしています。届出は、「農事組合法人届出提出要領（P27）」に基づき行います。

また、これに違反したときは罰則があります。（農協法第100条の7第1項第4号）

なお、税務関係機関や市町村等にも届出を行う必要があります。

(5) その他

① 組織変更に関する書類の保管

組織変更後一般社団法人は、組織変更を行った総会決議の内容及び貸借対照表等の公告の経過、組織変更の日、組織変更時に組織変更前の農事組合法人に現に存する純資産額その他組織変更に関する事項を記載した書面又は電磁的記録を、組織変更の日から6か月間、主たる事業所に備えておかなければなりません。（農協法第80条において準用する同法第74条）

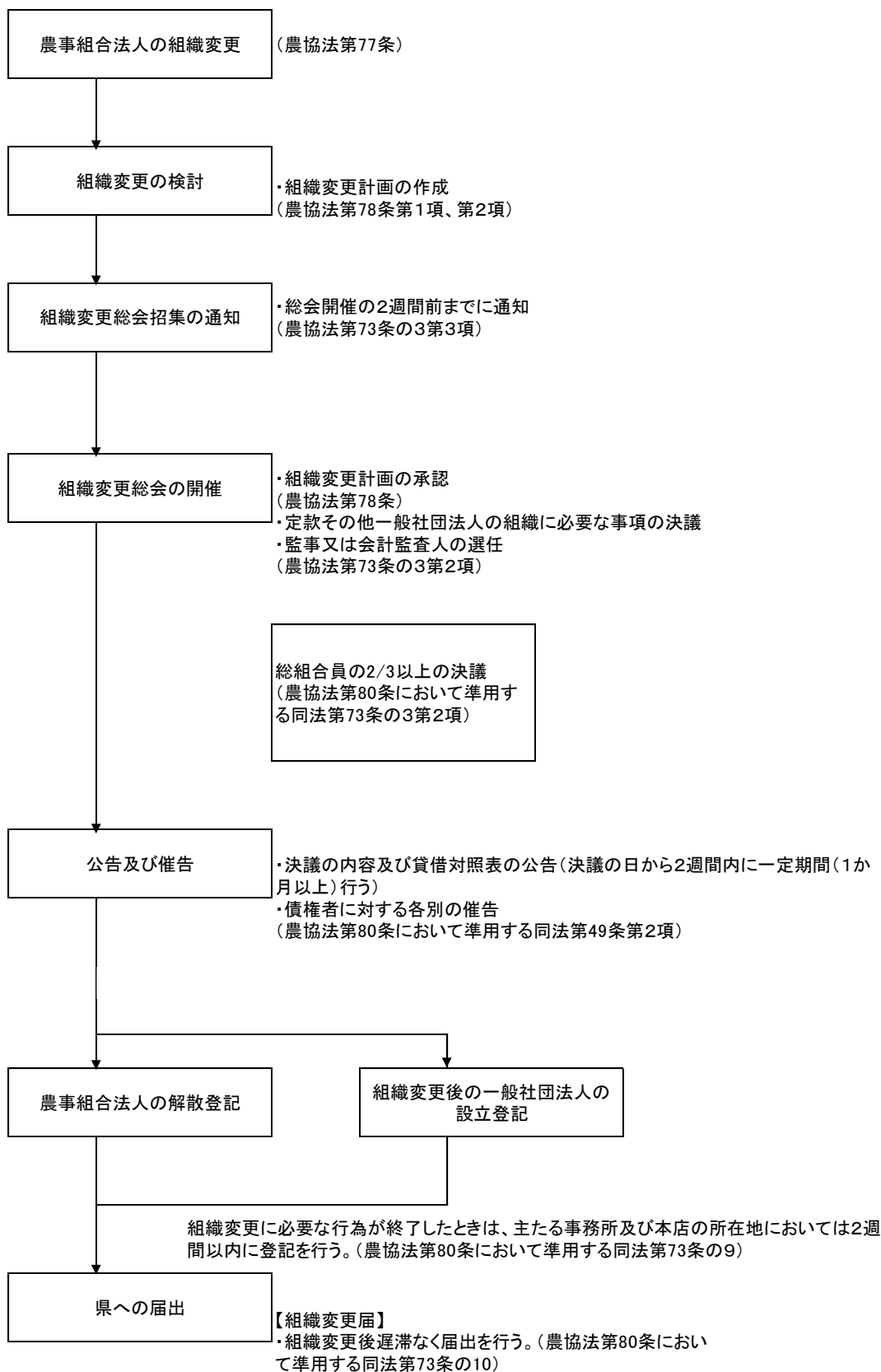
② 組織変更の無効

組織変更の無効は、本店の所在地において組織変更の日（登記の日）から6か月以内に裁判所に対する訴えの提起をもってのみ主張することができます。（農協法第80において準用する同法第75条）

③ 登録免許税

農事組合法人が組織を変更し、一般社団法人となる場合の設立の登記に係る登録免許税の額は、1件につき6万円です。（登録免許税法第9条）

## 非出資農事組合法人の一般社団法人への組織変更の手順





## 9 農事組合法人に対する県の監督

農事組合法人に対する県の監督は、農業協同組合とは異なり、設立、解散、合併、組織変更及び定款変更等の際の県の認可は不要で、届出で良いほか、請求検査、随時検査及び常例検査の適用はありませんが次に掲げる点については、県の監督を受けることになります。

- (1) 法令等の遵守についての報告、資料提出命令  
(農協法第93条)
- (2) 法令等に違反する疑いがあるときの行政庁検査  
(農協法第94条第2項)
- (3) 法令等に違反することが認められた場合の必要措置命令等  
(農協法第95条第1項及び第2項)
- (4) 法律の規定に基づいて行うことができるとされている事業以外の事業を行ったとき、1年以上の活動停止、前記(3)の命令にもかかわらずこれに従わない場合の解散命令(農協法第95条の2)

また、農地所有適格法人として農地や採草放牧地を取得し、農業経営を行う場合には、農地法上の監督を受けることになります。

## 10 農事組合法人に対する罰則(主なもの)

- (1) 次のことを違反した者は、50万円以下の罰金に処されます。
  - ① 県が行う法令等の遵守についての報告、資料提出命令による報告をせず、もしくは、虚偽の報告をしたとき。(農協法第99条の7第2項)
  - ② 法令等に違反する疑いがあるときの県検査を拒み、妨げまたは、忌避したとき。(農協法第99条の7第2項)